



ひとり親家庭にエールを届ける

# YELLながさき通信

長崎県ひとり親家庭等自立促進センター

2025年7月

No.122

**特集**

## 【特集】公正証書（養育費）について

「離婚時は養育費の取り決めをおこなわなかったが、養育費を請求したい」「公正証書を作成したい」「公正証書を作ったが、相手からの支払いが滞っている。どのような手続きを取ればよいか」  
エールながさきでは、毎日のように養育費確保の方法や公正証書等についての相談をお受けしています。継続的に養育費を確保していくためには、証明力が高い書面しておくことが大切です。そこで今回は「公正証書」について、問い合わせが多い内容や、作成時の留意点、未払いが生じた場合の強制執行手続きについてご紹介します。

### ■公正証書とは

公正証書とは、個人や法人（会社など）からの依頼（＝嘱託）に基づき、公務員である公証人が作成する公文書です。公正証書には、反証がない限り、その内容が真実と認められる強い証拠力があります。民間で作成した文書（私文書）と比べて、裁判でも高い信用性が認められるのが特徴です。また、債務者が支払いを怠った場合に、あらかじめ「強制執行認諾文言」が記載されていれば、訴訟を経ずに財産の差し押さえ（強制執行）を行うことも可能です。

### ■作成場所

公正証書は、全国に約300か所ある公証役場で作成します。

全国どこの公証役場でも作成でき、「住所地」や「本籍地」などの管轄の制限はありません。

ただし、養育費など離婚に関する公正証書を作成する場合には、原則として当事者双方が公証役場へ出向く必要があります。

これは、当事者の意思確認や内容の正確性を確保するためです。

やむを得ない事情で出向けない場合は、「代理人による作成」や「テレビ会議方式での意思確認」が可能なケースもあるため、事前に公証役場へ相談することをおすすめします。

●長崎地方法務局 公証役場一覧（長崎県には長崎市・諫早市・島原市・佐世保市にあります。）

<https://houmukyoku.moj.go.jp/nagasaki/table/kousyou/all.html>

### ■公正証書作成の準備

公正証書は、「当事者間で合意した内容」を文書として残すものです。

そのため、まだ合意ができていない状態では作成することができません。

公正証書の作成を希望する場合は、事前に当事者間で協議し、合意内容を文書（協議書など）にまとめておく必要があります。

#### 【養育費に関する主な取り決め事項】

養育費の内容を公正証書にする際は、以下のような点について合意し、明文化しておくことが重要です。

1. 支払額の明示：（例）毎月〇万円、子ども1人あたり〇万円など
2. 支払日と支払方法：（例）毎月〇日までに〇〇銀行の指定口座へ振込 など
3. 支払期間の設定：（例）支払開始時期（離婚成立月の翌月から）支払終了時期（子どもが満20歳に達するまで等）



## ■強制執行（法的な強制力で養育費を確保すること）の要件を満たすには

養育費の支払いが滞った場合には、以下のいずれかの方法で取り決めがされていれば、家庭裁判所などを通じて「強制執行（財産の差押え）」を申し立てることが可能です。

◎調停調書（家庭裁判所での調停成立） ◎審判書（家庭裁判所の審判による決定）

◎判決文（裁判の確定判決） ◎公正証書（※一定の条件を満たしたもの）

【公正証書の場合の注意点】

公正証書で強制執行を行うためには、債務者（養育費を支払う側）が「支払いが滞った場合は、直ちに強制執行を受けることに同意する」ことを明記する必要があります。

公正証書にこの条項がなければ、強制執行はできません。

## ■公正証書による強制執行手続き

養育費などの支払いが滞った場合、強制執行（財産の差押え）を行うには地方裁判所への申立てが必要です。ただし、公正証書があるだけでは、すぐに強制執行はできません。その前に、公証役場での手続きを経て必要な書類をそろえる必要があります。

《強制執行のために必要な公証役場での手続き》

### ① 公正証書の正本を公証役場に提出

作成した公証役場に、強制執行認諾条項が記載された公正証書の「正本」を持参します。（正本は通常、債権者が保管しています）



### ② 執行文の付与申請

「この公正証書に基づいて強制執行をしてよい」ということを証明する「執行文」を、公正証書の末尾に付与してもらいます。※手数料が必要です。

### ③ 送達証明書の申請

公正証書の謄本を相手方（債務者）に送達してもらい、その送達が完了したことを証明する「送達証明書」の交付を受けます。※これも手数料がかかります。

この②「執行文付きの公正証書」と③「送達証明書」の両方がそろった段階で、初めて地方裁判所に強制執行の申立てが可能になります。

- 申立て先は、相手（債務者）の住所地または勤務先所在地を管轄する地方裁判所です。
- 強制執行の具体的な流れや必要書類、費用については、申立てを行う裁判所にご確認ください。

## ■まとめ

子どもの心身の成長を支えていくために、養育費の確保はとても大切です。

しかし実際には、継続的に養育費を受け取っている家庭は決して多くありません。悩んだ末にあきらめてしまう方も多いようです。エールながさきでは、養育費に関する様々なご相談をお受けするとともに、月に1度、弁護士による無料法律相談を行っています。（毎月第3水曜日・事前予約制）

おひとりで抱え込まず、私達と一緒に考えていきましょう。

発行

長崎県ひとり親家庭等自立促進センター（YELL ながさき）

〒852-8104 長崎市茂里町 3-24 長崎県総合福祉センター県棟 2階 平日：10：00～18：00

TEL 095-801-4445 FAX 095-801-4446 ホームページ <https://www.yell-nagasaki.jp>

運営主体：一般社団法人 ひとり親家庭福祉会ながさき